

事 務 連 絡
令和5年7月24日

各市町村高齢介護担当課長 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長

地域密着型サービス外部評価制度に関する外部評価及び実施回数
の緩和に係る運用について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対応による、介護報酬、人員、設備・施設及び運営基準については、令和5年5月1日付け厚生労働省老健局各課連名による事務連絡にて、令和2年2月17日付け厚生労働省老健局各課・室連名により認められていた柔軟な取扱いが終了されたことに伴い、地域密着型サービス外部評価制度に関する外部評価及び実施回数の緩和に係る運用について、本制度全体を改めて見直しをした結果、今後の運用については（別紙）のとおり取扱うこととしますので、御承知の上、管内の地域密着型サービス事業所へ周知いただきますようお願いします。

なお、本通知をもって、京都府から発出した令和5年3月17日付け事務連絡については取扱いを終了することとしますので、併せて御承知、地域密着型サービス事業所へ周知いただきますようお願いします。

担 当	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係
電 話	(075)414-4575
FAX	(075)414-4572

(別紙)

地域密着型サービス外部評価制度に関する外部評価及び実施回数の緩和に係る今後の運用について以下のとおりとしますので、内容を御確認の上、管内の認知症対応型共同生活介護事業所へ必ず周知してください。

1 外部評価について

(1) 外部評価の申込み

外部評価を受審する認知症対応型共同生活介護事業所が外部評価の申込みをする場合、原則、当該事業所の「受審期間終了日の4箇月前」までに受審申込みをしてください。

ただし、受審期間終了日の4箇月前に申込みができなかった正当な事由がある場合に限り、「受審期間終了日の3箇月前」までの申込みを認めることとし、「受審期間終了日の2箇月前以降」の申込みは認められません。

以上の内容を踏まえ、京都府地域密着型サービス外部評価実施要綱(以下「実施要綱」という。)第7条を改正しました。

また、申込みが受審期間終了日の3箇月前へ遅延したことにより、当該事業所の受審期間終了日後に外部評価を実施することとなった場合、外部評価実施の延期理由を記録した文書(以下「遅延理由書」という。)を外部評価機関から提供いただき、当該外部評価機関と共有して保管することとし、その写しを緩和申請時に指定権者である市町村へ提出してください。

なお、受審期間終了日が令和5年10月31日までの事業所については、上記にかかわらず「受審期間終了日の1箇月前」までに受審申込みをした場合に限り、外部評価機関から遅延理由書を発行いただき、緩和申請時同様に指定権者へ提出すること。

(例1) 受審期間が令和5年8月1日～令和6年7月31日の場合、原則、令和6年3月31日までに受審申込みをする。

やむを得ない事情により、受審申込みが令和6年4月30日になり、外部評価の受審日が令和6年8月1日以降となった場合、評価機関から遅延理由書を発行いただく。

(例2) 受審期間が令和4年10月1日～令和5年9月30日の場合、令和5年8月31日までに受審申込みをし、受審日が令和5年10月1日以降となった場合、評価機関から遅延理由書を発行いただく。

(2) 外部評価の方法

外部評価の調査方法について、実施要綱第6条 3 訪問調査(1)を改正し、訪問調査に加え、テレビ電話装置等を活用した調査を認めることとしました。

また、各事業所が実施している感染防止対策に配慮するよう京都府指定外部評価機

関に依頼しておりますので、外部評価の申込みをした後は、事業所と評価機関で実施方法について協議の上、外部評価を受審してください。

(例) 訪問調査時の利用者との食事については、感染防止対策の観点から実施しない等。

2 実施回数の緩和について

(1) 緩和申請書(様式1)の修正

新型コロナウイルスにかかわらず、その他感染症・災害等やむを得ない事情により、受審期間に外部評価を受審できなかった場合において、恒久的に柔軟な取扱いを認めることとし、緩和申請書(様式1)を修正します。「事業者の責に帰さない事由により、評価(受審・訪問調査)が申込みの翌年度に実施された場合は、外部評価機関の受付日を評価日とみなす。」となっていたが、こちらの下線部を、「受審期間内に受審できなかった場合」と改めました。

よって、緩和申請書(様式1)に受審実績等を記載する際は、評価日の記載について御注意ください。

(2) 緩和要件となっている運営推進会議の開催

令和5年5月1日付け厚生労働省老健局各課連名による事務連絡により、令和2年2月17日付け厚生労働省老健局各課・室連名により認められていた運営推進会議が延期、中止等とした場合の緩和認定に係る臨時的な取扱いが終了となりました。

よって、運営推進会議を直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、6回以上開催しなければ緩和認定の要件を満たしていないということになりますので、御注意ください。

ただし、直近の評価日が令和6年5月7日以前である場合はこの限りではありません。